

令和8年3月5日  
高知県企業誘致課

Q1

企業共同体によるプロポーザル参加は可能か  
可能な場合、「令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」  
の5資格要件(1)は共同体を構成する全ての企業が満たす必要があるか

A1

共同企業体による参加も可能です。

なお、共同企業体で参加する場合は、構成員すべてが「令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」第5の資格要件(1)を満たす必要があります。

Q2

一部の業務を再委託する予定の場合、再委託先は5資格要件(1)を満たす必要があるか

A2

一部の業務を再委託する場合、再委託先の企業について、「令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」第5の資格要件(1)を満たすことまでは求めています。

ただし、業務委託契約書第5条の規定のとおり、受託者は原則として委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできず、県の承諾を得た場合に限り再委託を行うことができます。

そのため、再委託を予定する場合は、本業務の適正な履行の観点から、その必要性および内容について十分整理した上でご検討ください。

Q3

Q1での参加が可能な場合、あるいはQ2の場合について、参加申込書への記載方法についてご教示頂きたい。

A3

共同企業体で参加する場合は、参加申込書の所在地、事業者名および代表者名について、共同企業体を構成するすべての構成員の事項を記載してください。

法人概要書および業務実績証明書についても、各構成員ごとに提出してください。

なお、参加申込書下部の連絡先欄については、本プロポーザルの窓口となる構成員の担当者のみ記載してください。

一部の業務を再委託する場合、参加申込書への再委託先の記載は不要です。

なお、企画提案書には、再委託先の商号又は名称および住所、再委託業務の範囲、再委託の必要性等を具体的に記載してください。

Q4

企業誘致とは別で県としてイメージキャラクターや IP コラボなどのご予定はございますでしょうか。

A4

現在のところ、県としてイメージキャラクターや IP コラボレーション等を実施する予定はありません。

本事業においてこれらを活用する提案を行う場合は、次年度以降の事業継続の可能性や費用対効果等を十分に踏まえた内容としてください。